

お客さま 各位

口座解約時における届出印の押印不要化と預金規定の改正について

平素より、桑名三重信用金庫をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、弊庫では、お客さまの利便性向上を目的とし、一定の要件を満たす場合には、預金口座の解約手続きにおいて届出印の押印を不要とするとともに、手続き(書類)の一部を省略し、簡便な手続きで預金口座を解約いただけるようにいたします。また、これに伴い関連する預金規定についても以下のとおり改正させていただきます。

【口座解約時における届出印の押印不要化とは(概要)】

従来、預金口座の解約手続きには、所定の解約依頼書に届出印の押印が必要であり、さらにこの届出印を紛失された場合には、別途、紛失にかかる書類の提出等を必要としておりましたが、残高1万円未満の普通預金(無利息型を含む)・貯蓄預金・納税準備預金口座につきましては、解約時にご本人さまが来店され、預金通帳とともに運転免許証等の公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類をご提出(ご提示)いただくことにより、届出印の押印だけでなく関係書類の提出も一部不要とするものです。

【対象となるお客さま】

個人および個人事業主のお客さま ※ご本人さまが、ご来店いただく場合に限りです。

【取扱開始日】

令和3年10月1日(金)

【受付店舗 / ご提出(ご提示)いただくもの】

口座開設店 / 通帳、公的機関発行の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)

【預金規定の改正 改正日:令和3年9月1日(施行日:令和3年10月1日)】

関連する預金規定に以下の条項を追加します。

<追加条項>

普通預金規定、普通預金(無利息型)規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、定期性総合口座取引規定
前記(1)(※納税準備預金規定の場合は(2))における記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名をもってこれに替えることができます。

【普通預金・普通預金(無利息型)・貯蓄預金・納税準備預金】共通規定

普通預金規定 2.(2)、普通預金(無利息型)規定 2.(2)、貯蓄預金規定 2.(2)、納税準備預金規定 2.(3)により、届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

改正後の規定は、本改正前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

なお、各種規定の全文につきましては、弊庫ホームページ(規定一覧)をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。